

特殊勤務手当実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
春日丘高等学校	直接監督責任者が、特殊勤務手当の実績報告内容を確認せずに承認したため、手当の支給に誤りが生じたものが2件あった。					検出事項について速やかに是正措置を講じられたい。 また、直接監督責任者は総務事務システムにより、教員の特殊勤務実績及びその報告内容に誤りがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。	教員Aについては、平成30年11月支給の特殊勤務手当において、過払支給額を減額した。 教員Bについては、平成30年11月支給の特殊勤務手当において未払支給額を追給した。 特殊勤務手当実績報告を怠っていた教員については、平成30年11月支給の特殊勤務手当において、未払支給額を追給した。 今後は直接監督責任者が教員の特殊勤務実績及びその報告内容に誤りがないか把握し、適正な勤務管理を行う。
		過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額		
	教員A	平成30年1月	33,300円	32,600円	700円		
		過払支給期間	既支給額	正規支給額	未払支給額		
	教員B	平成29年9月	31,900円	32,600円	700円		
また、特殊勤務の実績があるにもかかわらず、教員が特殊勤務手当実績報告を怠っていたため、手当が未支給となっていたものが5件あった。							
人数	件数	事実発生時期					
1	5	平成29年8月、平成30年3月					

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年5月28日）